

ちば

平成20年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

千葉県総務部財政課

目 次

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率について……………	1
2 各公営企業の資金不足比率について……………	3

【参考資料】

(参考1) 健全化判断比率の対象範囲……………	4
(参考2) 実質公債費比率の内訳……………	5
(参考3) 将来負担比率の内訳……………	6
(参考4) 財政健全化法の概要について等……………	8
(参考5) 各健全化判断比率の算定式……………	9

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について

- 平成20年度決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、
いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	8.75%
実質公債費比率	11.7% (12.6%)	25.0%
将来負担比率	218.9% (216.4%)	400.0%

※ () 内は昨年度の比率

- 各公営企業における「資金不足比率」については、平成20年度決算見込において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

会計名	資金不足比率
流域下水道事業	—
港湾整備事業	—
土地区画整理事業	—
上水道事業（水道局）	—
土地造成整備事業（企業庁）	—
工業用水道事業（企業庁）	—
病院事業（病院局）	—

1 健全化判断比率について

- (1) 実質赤字比率 ⑳なし (㉑なし) 【早期健全化基準 3.75%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（標準税収入額、普通交付税などの経常的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

- (2) 連結実質赤字比率 ⑳なし (㉑なし) 【早期健全化基準 8.75%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率 ⑳11.7% (㉑12.6%) 【早期健全化基準 25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

今年度の比率は、分子となる「地方債の元利償還金」が減少する一方で、分母となる「標準財政規模」が増加したことなどから、前年度と比べ改善(▲0.9%)しました。

単位:億円

構成要素	平成20年度	平成19年度	差引
分子 ①=②+③-④	927	974	△ 47
地方債の元利償還金 ②	1,065	1,155	△ 90
準元利償還金 ③	820	765	55
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	958	946	12
分母 ⑤=⑥-⑦	8,461	8,360	101
標準財政規模 ⑥	9,419	9,306	113
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	958	946	12
実質公債費比率(%) ①/⑤	10.9	11.6	

平成20年度数値(平成18年度~20年度平均)	11.7
-------------------------	------

(4) 将来負担比率 ㉒218.9% (㉓216.4%) 【早期健全化基準 400.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

今年度の比率は、分母となる「標準財政規模」の増加以上に、分子となる「地方債現在高」や「債務負担行為に基づく支出予定額」などの将来負担額が増加したことから、前年度と比べ上昇(+2.5%)しました。

これは主に、過年度分の国営土地改良事業等の負担金について、債務負担行為を設定したことによるものであり、この影響分を考慮した前年度との比較では減少(▲0.6%)しています。

構成要素	平成20年度	平成19年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	18,523	18,099 (18,349)	424 (174)	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	33,879	32,590 (32,908)	1,289 (971)	
一般会計等の平成20年度末地方債現在高 ③	26,059	24,953	1,106	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	673	424 (742)	249 (△ 69)	
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	718	693	25	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額 ⑥	10	15	△ 5	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の将来負担額
退職手当支給予定額 ⑦ (全職員に対する期末要支給額)	6,356	6,467	△ 111	
設け法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	63	37	26	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩		1	△ 1	
充当可能基金額 ⑪	2,151	1,606	545	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑫	1,416	1,462	△ 46	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑬	11,789	11,423 (11,491)	366 (298)	
分母 ⑭=⑮-⑯	8,461 (8,452)	8,360 (8,351)	101 (101)	
標準財政規模 ⑮	9,419	9,306	113	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑯	958 (967)	946 (955)	12 (12)	
将来負担比率(%) ①/⑭	218.9 (219.1)	216.4 (219.7)	2.5 (△ 0.6)	

※1 ()内は、国営土地改良事業等に係る債務負担行為未設定分を含んだ数値。

※2 今後、監査委員の審査により、数値が変動することがあります。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成20年度においては、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

※公営企業：上水道事業、工業用水道事業、病院事業、土地造成整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業

(参考1)

健全化判断比率の対象範囲

一般会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	県債管理事業							
	自動車税証紙							
	地方消費税清算							
	市町村振興資金							
	母子寡婦福祉資金							
	心身障害者扶養年金事業							
	日本コンベンションセンター 国際展示場事業							
	小規模企業者等設備導入資金							
	特別会計							
	中小企業振興融資資金							
	農業改良資金							
	営林事業							
	林業・木材産業改善資金							
	沿岸漁業改善資金							
公共用地取得事業								
奨学資金								
公営事業会計	公営事業会計							
	公営競技事業							
	公営事業会計	上水道事業						
		工業用水道事業						
		病院事業						
		土地造成整備事業						
		流域下水道事業						
		港湾整備事業						
		土地区画整理事業						
組合一合務部	北千葉広域水道企業団							
	君津広域水道企業団							
	千葉県競馬組合							
第三セクター社等	千葉県道路公社							
	千葉県土地開発公社							
	(株)かずさアカデミアパーク							
	(財)千葉県水産振興公社							
	(財)千葉県まちづくり公社							
	千葉県信用保証協会							
	(財)千葉県産業振興センター							

資金不足比率

(参考2)

実質公債費比率の内訳

単位:千円

構成要素	平成20年度	平成19年度	平成18年度	20年度と 19年度の差引
分子 ①=②+③-④	92,675,925 (96,059,054)	97,384,441 (100,867,533)	104,285,229 (107,912,151)	△ 4,708,516 (△ 4,808,479)
地方債の元利償還金 ②	106,487,623	115,532,414	124,451,123	△ 9,044,791
準元利償還金 ③	81,995,765 (86,266,006)	76,480,464 (80,828,420)	68,993,725 (73,450,419)	5,515,301 (5,437,586)
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	76,203,685	70,073,368	62,150,848	6,130,317
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	4,559,385	5,017,244	5,185,079	△ 457,859
病院事業	1,783,490	1,921,937	2,035,609	△ 138,447
流域下水道事業	2,257,573	2,511,845	2,763,450	△ 254,272
港湾整備事業	211,751	441,043	374,852	△ 229,292
土地区画整理事業	306,571	142,419	11,168	164,152
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金	277,787	475,085	658,318	△ 197,298
北千葉広域水道企業団	150,576	275,884	379,267	△ 125,308
君津広域水道企業団	127,211	199,201	279,051	△ 71,990
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	872,096 (5,142,337)	877,733 (5,225,689)	997,251 (5,453,945)	△ 5,637 (△ 83,352)
PFI事業に係るもの	194	61	24,672	133
国営土地改良事業、(独)森林総合研究所、(独)水資源機構及び(独)環境再生保全機構の行う事業に対する負担金	30,721 (4,300,962)	30,721 (4,347,956)	30,721 (4,456,694)	30,721 (△ 46,994)
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	628,454	654,308	682,388	△ 25,854
損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出	9,818			9,818
利子補給に係るもの	202,909	223,364	290,191	△ 20,455
一時借入金の利子	82,812	37,034	2,229	45,778
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	95,807,463 (96,694,575)	94,628,437 (95,493,301)	89,159,619 (89,989,391)	1,179,026 (1,201,274)
分母 ⑤=⑥-⑦	846,115,974 (845,228,862)	836,025,715 (835,160,851)	833,758,100 (832,928,328)	10,090,259 (10,068,011)
標準財政規模 ⑥	941,923,437	930,654,152	922,917,719	11,269,285
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	95,807,463 (96,694,575)	94,628,437 (95,493,301)	89,159,619 (89,989,391)	1,179,026 (1,201,274)
実質公債費比率 ①/⑤	10.95310 (11.36486)	11.64850 (12.07762)	12.50785 (12.95575)	

平成20年度数値(平成18年度~20年度平均)

11.7
(12.1)

※1 ()内は、国営土地改良事業等に係る債務負担行為未設定分を含めた数値。

※2 今後、監査委員の審査により、数値が変動することがあります。

(参考3)

将来負担比率の内訳

単位:千円

構成要素	平成20年度	平成19年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	1,852,307,377	1,809,856,439 (1,834,851,697)	42,450,938 (17,455,680)	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	3,387,906,090	3,258,950,262 (3,290,747,376)	128,955,828 (97,158,714)	
一般会計等の平成20年度末地方債現在高 ③	2,605,867,410	2,495,295,054	110,572,356	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	67,316,016	42,412,508 (74,209,622)	24,903,508 (△ 6,893,606)	
PFI事業に係るもの	27,357,174	29,164,962	△ 1,807,788	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に係るもの	21,290,535	2,887,322 (23,022,924)	18,403,213 (△ 1,732,389)	国営両総用水事業 ほか
森林総合研究所等が行う事業に係るもの	11,743,197	1,799,167 (13,460,679)	9,944,030 (△ 1,717,482)	安房南部地区農用地総合整備事業 ほか
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	1,894,892	2,703,475	△ 808,583	職員住宅の賃借、教職員住宅の購入など
依頼土地の買い戻しに係るもの	5,030,218	5,857,582	△ 827,364	土地開発公社への取得依頼土地の買い戻しに要する経費
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	71,789,214	69,258,101	2,531,113	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	19,070,602	21,235,399	△ 2,164,797	
流域下水道事業	50,720,977	45,610,221	5,110,756	
港湾整備事業	1,997,635	2,412,481	△ 414,846	
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額 ⑥	955,851	1,484,229	△ 528,378	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の将来負担額
北千葉広域水道企業団	488,038	870,942	△ 382,904	県負担割合 42.7%
君津広域水道企業団	467,813	613,287	△ 145,474	県負担割合 44.4%・27.9%
退職手当支給予定額 ⑦ (全職員に対する期末要支給額)	635,621,854	646,740,912	△ 11,119,058	
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	6,355,745	3,700,622	2,655,123	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
千葉県道路公社				
千葉県土地開発公社				
(株)かずさアカデミアパーク	775,677	844,754	△ 69,077	損失補償対象債務(861,863)の90%を算入
(財)千葉県水産振興公社	53,527	59,101	△ 5,574	損失補償対象債務(59,474)の90%を算入
(財)千葉県まちづくり公社	544,327	584,327	△ 40,000	損失補償対象債務(5,443,273)の10%算入
千葉県信用保証協会	4,951,101	2,053,885	2,897,216	損失補償実行率 0.3% (県制度融資)
(財)千葉県産業振興センター	31,113	158,555	△ 127,442	損失補償実行率 0.4% (設備貸与事業)

構成要素	平成20年度	平成19年度	差引	備考
連結実質赤字額 ⑨				
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩		58,836	△ 58,836	
充当可能基金額 ⑪	215,080,439	160,560,156	54,520,283	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
県債管理基金	197,107,315	154,492,891	42,614,424	
庁舎等建設基金	3,090,446	2,792,778	297,668	
血清研究所記念保健医療福祉基金	474,729	529,138	△ 54,409	
社会福祉・医療施設整備等推進基金	3,088,256	12,477	3,075,779	
心身障害者扶養年金基金	31,570	32,116	△ 546	
地域環境保全基金	847,691		847,691	
中山間地域農村活性化基金	431,724	438,534	△ 6,810	
森林整備担い手基金	800,000		800,000	
みどりの基金	7,040,846	60,141	6,980,705	
警察本部庁舎等建設基金	1,481,602	1,515,821	△ 34,219	
美術品等取得基金	686,260	686,260		
特定財源見込額 ⑫	141,645,667	146,232,733	△ 4,587,066	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
国庫支出金	246,516	1,150,410	△ 903,894	県警本部新庁舎建設等事業
地方債を財源とする貸付金の償還金	105,050,997	101,382,070	3,668,927	外房線複線化事業貸付金返納、常磐新線建設資金返納（ほか）
公営住宅使用料等	28,658,461	37,356,967	△ 8,698,506	
土地開発公社に対する貸付金の償還金	1,930,000		1,930,000	
臨時地方道整備事業債等に係る千葉市負担金	5,759,693	6,343,286	△ 583,593	臨時地方道整備事業債、首都圏等整備事業債、幕張メッセ建設事業債
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑬	1,178,872,607	1,142,300,934 (1,149,102,790)	36,571,673 (29,769,817)	
分母 ⑭=⑮-⑯	846,115,974 (845,228,862)	836,025,715 (835,160,851)	10,090,259 (10,068,011)	
標準財政規模 ⑮	941,923,437	930,654,152	11,269,285	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑯	95,807,463 (96,694,575)	94,628,437 (95,493,301)	1,179,026 (1,201,274)	
将来負担比率 ①/⑭	218.9 (219.1)	216.4 (219.7)	2.5 (△ 0.6)	

※1 ()内は、国営土地改良事業等に係る債務負担行為未設定分を含めた数値。

※2 今後、監査委員の審査により、数値が変動することがあります。

[注] 国営土地改良事業等の取扱いについて(債務負担行為の設定)
債務負担行為を設定していない国営土地改良事業等の負担金については、実質公債費比率や将来負担比率には反映されません。
このため、平成21年2月定例県議会において、平成21年度以降の支出予定分について債務負担行為を設定したところです。

(参考4)

1 財政健全化法の概要について

- 地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することになります。
- 各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2 早期健全化基準とは

- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。
- 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

3 財政再生基準とは

- 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。
- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。
- 財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。
- なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

※早期健全化基準・財政再生基準（都道府県）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
財政再生基準	5.00%	15.00%	35.0%	-
千葉県(再掲)	-	-	11.7%	218.9%

(参考5)

○各健全化判断比率の算定式

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額
一般会計等に係る特別会計：県債管理事業、市町村振興資金、中小企業振興融資資金 など
- 標準財政規模：普通交付税、標準税収入額など、標準的な状態で通常収入されると見込まれる
経常的一般財源の規模

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ① 一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額
公営事業（公営企業以外）に係る特別会計：公営競技事業
 - ② 公営企業に係る特別会計の資金不足額
公営企業に係る特別会計：上水道事業、病院事業、土地造成事業、流域下水道事業 など

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団
 - ④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：①～⑧の合計額

① 一般会計等の平成 20 年度末地方債現在高

② 債務負担行為に基づく支出予定額

③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額

対象公営企業：病院事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業

④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額

対象組合等：北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）

⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

対象法人：千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、(株)かずさアカデミアパーク、
(財)千葉県水産振興公社、(財)千葉県まちづくり公社、千葉県信用保証協会、
(財)千葉県産業振興センター

⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

対象組合等：千葉県競馬組合

○充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額